

# 家庭で不要になった 「タイヤ、バッテリー」の 有料受け入れを実施します

日時 5月29日(日) 午前9時～正午 午後の受け付けは行いません  
会場 蓮田白岡環境センター(篠津1279-5)

タイヤ、バッテリー引取単価 < 1本(個)あたり > (消費税込み)

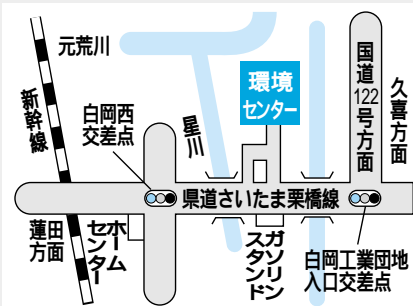
	タイヤ	ホイール
オートバイ、自転車用	100円	100円
軽自動車及び乗用車用	300円	200円
4輪駆動車用	500円	300円
小型・中型トラック用	1,000円	500円
大型トラック用	2,000円	1,000円
農機具用(直径50cm以下)	500円	300円
農機具用(直径50cm以上)	1,000円	500円

タイヤがホイールに装着された場合でも引き取りますが、それぞれの合計料金となります。

オートバイ用バッテリー	100円
乗用車用バッテリー	200円

大型車及び産業機器用のバッテリーは取り扱いできません。

問合せ先 蓮田白岡環境センター庶務課リサイクル係 ☎(92)8839  
生活環境課環境衛生係 内線154



・印鑑、納税通知書、運転免許証、自動車検査証、診察券など  
・同一生計または常時介護証明書  
\* 前年に減免を受けたかたも手続きが必要です。  
\* 自動車(県税)の減免を受けているかたは対象外です。  
問合せ先 税務課住民税係

## 町県民税均等割額の変更について

内線124・125・129  
個人住民税の均等割は、県民税年額1000円、町民税3000円と定められています。これまで、前年中の所得金額が町の条例で定める金額以下のかたや、均等割の納税義務のある夫

を持つ妻のかたは、町県民税均等割は非課税でしたが、法令の改正により、均等割の納税義務のある夫を持つ一定以上(扶養人数によって変わります)所得のある妻のかたにも課税されることとなりました。(平成17年度から段階的に課税)ご理解くださいますようお願いいたします。

## 均等割の納税義務のある夫をもつ妻の均等割額

問合せ先	年度別課税分	町県民税均等割額
内線124・125 税務課住民税係	平成16年度	非課税
	平成17年度	2,000円
	平成18年度	4,000円

## 国民年金保険料が後払いできる 学生納付特例制度

届出は毎年必要です!

学生の皆さんも20歳になつたら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となつていきます。しかし、収入がなく納めることが困難な学生には、在学期間の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

対象者は?  
大学(大学院)、短期大学、専修学校及び個別に定められた各種学校等(夜間・定時制課程や通信制課程を含む)に在学する学生であつて、本人の前年所得が一定額( )以下のかたです。

118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等  
手続きは?  
年金手帳、学生証(申請年度内有効のもの)または在学証明書、印鑑(本人が来庁する場合は不要)を持参して役場保険年金課に申請書を提出してください。

承認期間は?  
4月から平成18年3月まで(毎年度申請が必要となります)

平成17年度から、手続きが遅れた場合でも、4月までさかのぼって承認されることとなりました。承認されると?  
学生納付特例期間は未納扱いになりません。障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に合算されますので、万が一のときもあなたを支えます。ただし、この期間は老齢基礎年金の受給資格期間(最低25年以上)には算入されませんが、年金額には反映されません。

また、納付特例を受けた期間から10年以内であれば、保険料の追納ができます。その場合、追納する保険料額は、特例を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた額を加算した額となります。

満額の老齢基礎年金を受けるためにも、卒業後は忘れずに追納しましょう。

春日部社会保険事務所  
☎048(737)7111  
保険年金課国民年金係  
内線143・144

休業日 総合運動公園 ☎93)3426  
5月2・10・16・17・23・24・31 6月7・14・21・28

# しらおかまつり開催日決定



しらおかまつりの開催日が決定しました。  
開催日 8月6日(土)  
詳細は、決まり次第「広報しらおか」でお知らせします。

問合せ先 白岡町観光協会 ☎(92)8151  
白岡町商工会 ☎(92)9151  
商工課 内線282・283

## 第1回白岡町観光写真コンテストの結果発表

平成17年3月17日に「白岡町観光写真コンテスト審査会」を行い、応募総数180点の中から入賞作品20点を選考しました。入賞した作品は、協会報や協会ホームページまた町内の数カ所にて掲示しますので、白岡町の絶景を楽しんでください。

入賞作品  
白岡町長賞「小寒の朝」杉田久枝(葛蒲町)  
白岡町議会議長賞「夕陽の染まる高台橋」吉野よし(白岡町)  
白岡町観光協会賞「祭りのハイライト」木島 厚(さいたま市)  
白岡町商工会長賞「夕暮れ時」箕田俊子(蓮田市)  
白岡町文化団体連合会長賞「マツケンサンバ」早川英夫(春日部市)  
優秀賞(5点) 佳作(10点)

展示予定  
白岡町観光協会定期総会にて(5月17日)  
白岡町役場 一階アトリウムにて(5月18~31日)  
JR白岡駅構内自由通路ミニギャラリーにて(7月8~21日・10月14~27日)  
問合せ先 白岡町観光協会 ☎(92)8151

## 地域情報特派員の活動始まる

観光協会では、白岡町内外への情報発信を目的に募集した「地域情報特派員」の活動が4月から始まりました。地域の魅力を活かした情報を収集し、情報発信します。町民の皆さんも「緑の腕章」を見かけたら、ぜひとおきの自然風景やスポット、行事などを教えてください。また、特派員はまだ募集しておりますので、よろしくお願ひします。  
連絡先 白岡町観光協会 ☎(92)8151

**里親制度を知っていますか**  
「今、里親を求めています」  
里親とは、病気や家庭の事情など何らかの理由で、親が子どもを育てられない場合に、一時的または継続的に子どもを預かり、育てる人のことです。  
近年、親が育てられず保護を必要とする子どもが増えていきます。子どもが健やかに育つためには、温かい

環境の中で過ごすことがとてもたいせつです。里親になるには、特別な資格は不要ですが、面接や審査などがあります。詳しくは、児童相談所にお問い合わせください。  
問合せ先 中央児童相談所 ☎048(775)4411  
**児童手当(特例給付)の認定請求は5月中旬に**  
児童手当は、小学校第3学年修了前(9歳到達後最

初の年度末)のお子さんを養育しているかたに支給される手当で、認定の請求が必要となります。ただし、手当の受給にあたっては、所得制限が設けられています。  
今まで、所得制限により該当にならなかったかたでも平成16年中の所得状況により該当する場合があります。現在児童手当を受給されていなかったかたで該当すると思われるかたは5月中旬に認定請求をしてください。

表1 扶養親族数等別所得制限限度額

扶養親族等の数	児童手当所得額	特例給付所得額
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

表2 支給額(月額)

第1子	第2子	第3子以降
50000円	50000円	100000円

(注) 特例給付とは、厚生

年金等に加入しているかたで、所得の制限により児童手当に該当しないかたの特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額を支給する制度です。  
対象者 小学校第3学年修了前のお子さんを養育されているかた  
請求に必要なもの  
印鑑  
請求者の預金口座番号等  
年金加入証明書または健康保険証の写し(国民年金

加入者は不要)  
児童手当所得証明書  
(平成17年1月2日以降町に転入されたかた)  
問合せ先  
福祉課児童福祉係  
内線162・163  
**守ろう人間の尊厳を**  
「5月は赤十字運動月間です」  
赤十字の事業は皆さんから寄せられた活動資金(社資・寄附金)により行われ